

日本シニアテニス高知(JSTK)会則

第1章 総 則

第1条 (名称)

本会は、日本シニアテニス高知と称する。

第2条 (目的)

本会は、「楽しく 仲良く けんど負けとうない」をスローガンとし、テニスを通じて会員相互の親睦と健康増進を図り、高知県のシニアテニスの発展に努めることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 年2回以上会員相互の親睦テニス交流会を開催する。
- (2) 他団体との交流を深める行事に積極的に参加する。
- (3) 全国各地域主催のオープン大会、全国大会に積極的に参加する。
- (4) テニス教室を開催する。
- (5) その他、本会の目的に沿った事業を行う。

第4条 (事務所)

本会は、事務所を事務局長宅に置く。

第2章 組 織

第5条 (会員)

会員は、本会の趣旨、目的に賛同、日本シニアテニス連盟に登録し、休会中を除き定められた年会費を納入した者で、高知県に在住及び高知県に所属を希望する者とし、60歳以上の男子並びに50歳以上の女子とする。

第6条 (退会)

会員の資格は、次の事由により消滅する。この場合、納入した会費は返却しない。

- (1) 会員として相応しくないと役員会で決定したとき。
- (2) 休会届の届の義務を怠り、なお、年会費を納めなかったとき。
- (3) 退会届を提出したとき。
- (4) 会員が死亡したとき。

第7条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|----------|----|----------|----|
| (1) 顧 問 | 1名 | (2) 代 表 | 1名 |
| (3) 事務局長 | 1名 | (4) 会計担当 | 1名 |
| (5) 監 事 | 1名 | | |

第8条 (役員を選出)

次期役員は役員会の推薦により選出され、総会において承認される。

第9条（役員の仕事）

- （1）代表は、本会の事業（業務および財務）を総括する。
- （2）事務局長は、代表を補佐し、代表事故あるときは、これを代理する。
- （3）事務局長は、本会の会務全般を行い、必要に応じ会員に事務連絡を行う。
- （4）会計担当は、本会の会計事務を行い、会計年度終了後、1ヶ月以内に監査を受け、役員会に報告する。
- （5）監事は、本会の業務および財務を監査する。
- （6）役員は役員会の議決に基づき業務を行い、業務を分担し執行する。
- （7）役員は、代表の要請により行事等の運営・統括を行う

第10条（役員の任期）

- （1）役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- （2）役員に欠員が生じた場合は、必要に応じて役員会において選出する。
この場合の任期は前任者の残任期間とする。

第11条（顧問）

前代表を顧問に委嘱する。顧問は、本会の運営上の相談に応じる。

第3章 役員会

第12条（役員会）

本会は、第7条の役員をもって役員会を構成する。

役員会は原則として年1回行う。但し、代表が必要と認めた時は、随時これを開催する。

第13条（召集）

- （1）役員会は、代表がこれを召集する。
- （2）役員会は、役員の過半数の出席により成立する。
- （3）役員会に出席できない役員は、委任状をもって議決に参加することができる。
- （4）役員会の議長は、代表が務める。

第14条（議決）

役員会の議決は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

役員のうち監事、顧問は、議決権を行使しないものとする。

第15条（審議）

役員会は、次の事項を審議する。

- （1）事業報告および収支決算報告
- （2）事業計画および収支予算（案）
- （3）役員のおすすめ
- （4）会則の改正
- （5）その他必要な事項

第4章 総 会

第16条（総会）

- （1）総会は春季大会に開催する。
- （2）必要に応じて、臨時総会を開催する。

第5章 会則の変更

第17条（会則の変更）

本会則の変更は、役員会において決定する。

第6章 会 計

第18条（経費）

本会の経費は、年会費（2,000円）及びその他の収入金を充てる。

年会費は、高知県事務局が徴収し、本部、四国分を四国事務局に納入する。

（高知県：1,000円、四国：500円、本部：500円）

第19条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第7章 監 査

第20条

監事は、本会の業務ならびに会計全般を監査し、結果を役員会において報告する。

第8章 付 則

第21条

本会則は、2007年1月1日より施行する。

本会則を施行するために、別に細則を定めることが出来る。

改定 2009年 11月 20日

改定 2012年 1月 1日

改定 2016年 1月 1日

改定 2019年 1月 1日

改定 2020年 1月 1日

改定 2022年 1月 1日